＊ 2021 年 06 月 （第 5 版）
2017 年 11 月 （第 4 版）（新規記載要領に基づく改訂）　　届出番号 17B1X00002000001

機械器具 ２５　医療用鏡
一般医療機器　内視鏡用部品アダプタ　37090010

再使用禁止

チャンネル保護チューブ

【禁忌・禁止】
再使用禁止。

【形状・構造及び原理等】

◎構成
本品は、内視鏡内に挿入される保護チューブと、保護チューブにレーザ用ファイバーを挿入するための挿入口から構成されています。

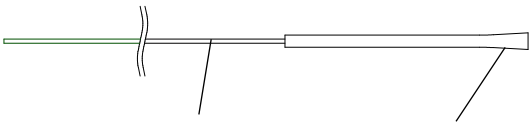

全長　1020±50mm

◎原理
保護チューブ内にレーザ用ファイバーを挿入し、保護チューブとレーザ用ファイバーを内視鏡内に挿入した後、保護チューブのみを引き抜くことにより、レーザ用ファイバーを内視鏡内に留置します。

【使用目的又は効果】

本品は、レーザ用ファイバーを内視鏡に導入する際に、内視鏡の内面をレーザ用ファイバー先端で傷つけないように保護するためのチューブです。

【使用方法等】

1. 使用前の注意
破損や傷がないか確認してください。

2. 使用手順
(1) チャンネル保護チューブの挿入口よりレーザ用ファイバーを挿入します。レーザ用ファイバーの先端は、保護チューブの端部より 5～10mm 手前で止め、保護チューブ端面より突き出さないようにします。
(2) レーザ用ファイバーの先端が保護チューブの 5～10mm 内側にあることを確認し、内視鏡に挿入します。
(3) 内視鏡先端より保護チューブが十分出たことを確認してください。
(4) レーザ用ファイバーを内視鏡内に残したままチャンネル保護チューブだけ引き抜いてください。

3. 使用後の注意
使用後は適切に廃棄してください。

【使用上の注意】

◎　重要な基本的注意
・使用前に必ずエチレンオキサイドガス滅菌処理を行ってください。
・内視鏡内に残したまま使用しないでください。

【保管方法及び有効期間等】

水ぬれに注意し、直射日光及び高温多湿をさけ、折れないように保管してください。

＊【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

◎ 製造販売元
澁谷工業株式会社
〒920-0054 石川県金沢市若宮 2 丁目 72 番地
TEL (076) 262-2208

◎ 販売元
株式会社エムエムアンドニーク
〒111-0052 東京都台東区柳橋 1-16-6
TEL：03 (3865) 6575　(代表)
FAX：03 (3865) 6585

◎ 販売店

BX7101-2106